

第6章 原子力災害対策

第1節 放射線使用施設対策

第2節 大規模原子力災害対策

本章は、放射性物質の漏えい・流出を伴う事故の発生により、本市で放射線が検出された場合に備え、原子力災害への対策を示したものである。

第1節 放射線使用施設対策

○放射線使用施設の放射性物質の漏えい、流出を伴う事故等

第1 基本方針

放射線使用施設において、放射性物質の漏えい、流出を伴う事故等が発生した場合、市は関係機関と連携して適切な安全確保対策を実施する。

第2 放射線使用施設対策の実施

放射線使用施設の破壊等に伴う、放射性物質の漏えい、流出による各関係機関の対策は次のとおりとする。なお、核燃料物質の輸送中の事故についても同様に行う。

放射線使用 施設責任者*	○ 放射線災害の防止措置 ○ 汚染地区の設定 ○ 消防隊への協力（情報）	○ 消防署、警察署、保健所への通報 ○ 付近住民の避難
消 防 署	○ 避難誘導 ○ 人命安全に関する応急措置 ○ 危険区域の設定・規制と広報活動 ○ 放射線使用施設責任者に対する必要な措置の要請 ○ 事故の状況に応じ、必要な措置の実施 ○ 事故の通報を受けた旨を都総務局に連絡	
警 察 署	○ 避難の指示 ○ 関係機関との連絡	○ 避難誘導 ○ 警戒区域の設定
都保健医療局 都立病院機構	○ 漏えい放射線の測定 ○ 立入禁止	○ 危険区域の設定 ○ 住民不安の除去
市	○ 避難指示等 ○ 避難住民の保護 ○ 都への現地連絡調整所の設置の要請 ○ 周辺地域での放射線量の測定	○ 避難誘導 ○ 関係機関との連絡 ○ 避難施設の開設 ○ 情報提供 ○ 都現地連絡調整所への協力

※ 放射線使用施設には、放射性物質を輸送中の施設も含む。

第2節 大規模原子力災害対策

国内の原子力施設における放射性物質の漏えい・流出を伴う大規模事故が発生した場合、市から遠く離れた場所であっても飛散した放射性物質が風によって運ばれ、降雨で放射性物質が降下することによって、本市にも影響を及ぼす可能性がある。

第1 基本方針

市内及び都内には原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関しても原子力災害対策重点区域（※）に本市及び都の地域は含まれていない。このことから、国内の原子力施設において、放射性物質又は放射線が異常な水準で施設外に放出される等の原子力緊急事態が発生した場合において、市は、市民の避難等の対応を迫られるものではない。しかし、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなど、原子力災害の特殊性を考慮すると、市の近くにある原子力施設で原子力緊急事態が発生した場合に備え、市民の心理的動揺や混乱をできる限り低くするように対応することが必要となる。

また、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故では、遠く離れた町田市においても、放射性物質の飛来が確認される等、様々な影響を受けた。この経験を踏まえ、市の初動態勢と市民の不安の払拭と安全の確保を図る必要がある。そこで、この計画では、このような事態に関する情報収集や市民へ迅速で正確な情報を提供する体制を整備し、市民の不要な混乱を防止することを目的とする。

※ 原子力災害対策重点区域とは、国の原子力規制委員会が平成24年10月に策定した「原子力災害対策指針」において重点的に原子力災害に特有な対策を講じる区域として定められている区域である。当該区域内においては、平時からの住民等への対策の周知、住民等への迅速な情報連絡手段の確保、緊急時モニタリング体制の整備、退避・避難等の方法や医療機関の場所等の周知などが必要である。原子力災害対策指針においては、実用発電用原子炉（発電の用に供する原子炉）に係る原子炉施設については、予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）及び緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action Zone）を定めており、また、実用発電用原子炉に係る原子炉施設以外の原子力災害対策重点区域についても定めている。

第2 警戒及び応急活動体制

国内の原子力施設において原子力緊急事態が発生した場合、本市に影響を及ぼすかどうかは、事故の規模や気象状況等を勘案し、状況に応じた対策活動を実施できるよう警戒時からの情報収集が非常に重要となる。

また、事故によって放射性物質が大気中に放出された後の降雨により、大気中の放射性物質が地表に降下することが予想される。

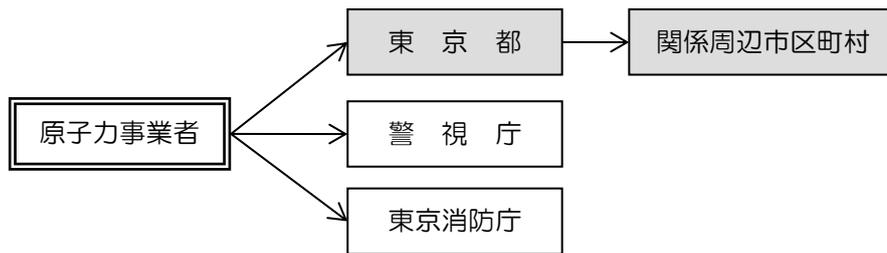
このため、放射性物質や放射線が市に影響を及ぼすことが予想される場合、災害活動体制は、「第4章 風水害応急対策 第1節 応急活動体制の確立」の警戒態勢に準じた体制を確立し、状況に応じて柔軟に対応する。

第3 情報収集・伝達

放射性物質や放射線が市に影響を及ぼすことが予想される事態が発生した場合、市は、消防署、警察署、都及び防災関係機関との情報収集・伝達を密に行う。

※ 情報収集・伝達については、「第3章 地震災害応急対策 第2節 災害情報の収集・整理及び報告」、「第4章 風水害応急対策 第2節 情報の収集・伝達」に準じて行う。

原子力事業者から原子力災害対策特別措置法第10条第1項通報があった場合又は原子力緊急事態宣言が発出された場合における都の情報連絡体制は、次のとおりとする。



(注) は、原子力災害対策特別措置法第10条第1項通報箇所を示す。
(出典：東京都地域防災計画 原子力災害編を加工・修正)

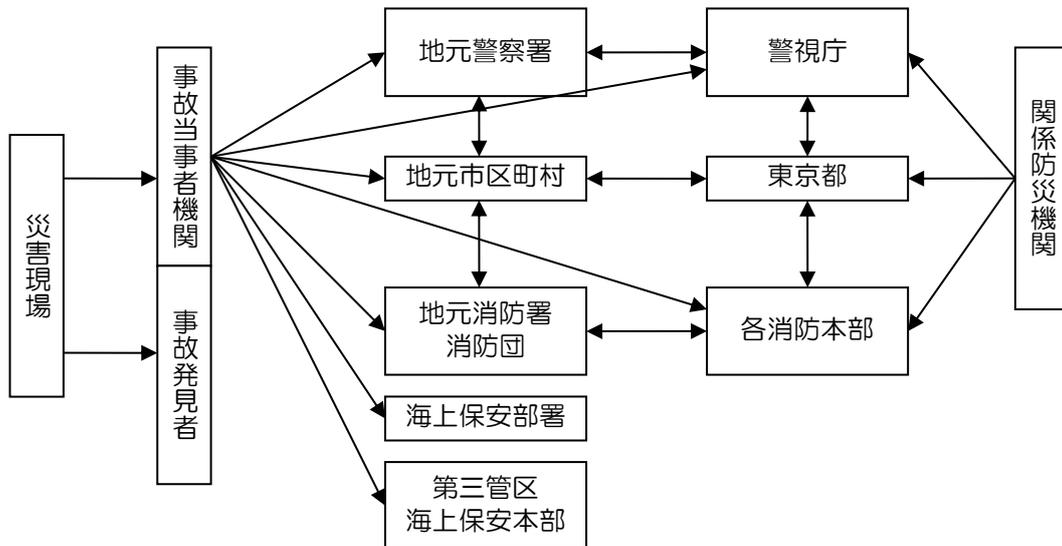
※【原子力災害対策特別措置法】

(原子力防災管理者の通報義務等)

第10条 原子力防災管理者は、原子力事業所の区域の境界付近において政令で定める基準以上の放射線量が政令で定めるところにより検出されたことその他の政令で定める事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、内閣府令・原子力規制委員会規則（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあつては、内閣府令・原子力規制委員会規則・国土交通省令）及び原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長並びに関係周辺都道府県知事（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣並びに当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長）に通報しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係周辺都道府県知事は、関係周辺市町村長にその旨を通報するものとする。

2 前項前段の規定により通報を受けた都道府県知事又は市町村長は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下この項及び第十五条第一項第一号において同じ。）に対し、その事態の把握のため専門的知識を有する職員の派遣を要請することができる。この場合において、内閣総理大臣及び原子力規制委員会は、適任と認める職員を派遣しなければならない。

また、広域的、総合的な災害応急対策が必要と考えられる場合の情報連絡体制については、東京都地域防災計画（大規模事故編）に定めるところにより、次のとおりとなる。



（出典：東京都地域防災計画 大規模事故編）

第4 放射線量等の測定

放射性物質や放射線が町田市に影響を及ぼすことが予想される事態が発生した場合、市は、都が実施した放射線量等の測定結果について情報収集し、市ホームページなどにより市民に公表・周知する。また市は、必要に応じて市内の特定箇所及び水道水・農作物などについて放射線量等を測定し、同様に公表する。

1 空間放射線量の測定

市は、市内の特定箇所にて空間放射線量測定を実施し、その測定場所と値について公表するとともに、国・都からの情報を基に、健康への影響等について広報を実施する。

※ 測定方法については、地上 1m 及び地上 5cm で測定を行い、その平均値を観測するものとする。

2 清掃工場における焼却灰放射性物質濃度と空間放射線量の測定

市は、市内の清掃工場の焼却灰の放射性物質濃度と空間放射線量について測定し、測定結果を公表する。

3 市剪定枝資源化センターにおけるチップ堆肥の放射性物質の測定

市は、市剪定枝資源化センターにおけるチップ堆肥について放射性物質を測定し、測定結果を公表する。

4 町田市下水処理場における放射性物質測定及び空間放射線量の測定

市は、終末処理場において空間放射線量、汚泥焼却灰及び放流水に含まれる放射性物質を測定し、測定結果を公表する。

5 家畜ふん堆肥及び落葉・剪定枝堆肥の放射性物質検査の実施

市は、都が行う町田市産家畜ふん堆肥及び落葉・剪定枝堆肥の放射性物質検査について、その検査結果を公表する。

6 農作物の放射性物質検査の実施

市は、都が行う町田市産農作物の放射性物質検査について、その検査結果を公表する。

7 市内浄水所の水道水の放射性物質測定の実施

市は、都が行う市内浄水所の水道水の放射性物質測定について、その測定結果を公表する。

8 その他の放射性物質測定の実施

市は、必要に応じ、その他の放射性物質測定を実施し、その測定結果を公表する。

第5 放射性物質の除去作業

1 市の除去作業

本市が管理する学校、公園その他公共施設において高い放射線量が確認されたときは、市域で、その原因となっている箇所の特定及び周辺環境への影響を把握するための測定を実施し、その結果に基づき、立入制限等の措置を講じるとともに、市は、都と連携し、国の原子力災害対策本部が定めた「市町村による除染実施ガイドライン（2011年（平成23年）8月）」等を参考に、放射性物質の除去計画を策定し実施する。

2 市民が除去作業を行う際の留意事項の広報の実施

市は、市民が自宅の庭などで除去作業を行う際に備え、必要に応じて、市民が除去作業を行う際の留意事項について、市ホームページなどで広報を行う。

第6 飲料水、飲食物の摂取制限等

原子力規制委員会による「原子力災害対策指針」（2022年（令和4年）7月）では、経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取制限に関する基準を定めている。この基準値は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の際に実施された防護措置の状況や教訓を踏まえて、実効的な防護措置を実施する判断基準として適当か否かなどという観点から当面運用できるものとして設定されたものである。

市は、この基準値に従い、平素から適切な対応をとれるよう体制を整備するとともに、都を通じて必要な情報収集に努め、水道水及び農作物から規制値を超える放射性物質及び放射線量の値が示された場合には、都と協議し、出荷・摂取制限等の必要な措置を講じる。

第6章 原子力災害対策
第2節 大規模原子力災害対策

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}			防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μSv/h ^{※3} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
飲食物摂取制限	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※4}	
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※3 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※4 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

(出典：原子力規制委員会「原子力災害対策指針」に加工・修正)

第7 広報活動

市は、市民に対する広報を迅速かつ的確に行う。なお、広報に当たっては、広報窓口を一元化し情報の不統一を避けるとともに、情報の空白時間がないように定期的な情報提供に努める。

また、原子力災害の特殊性を勘案し、パニック防止、デマ防止への注意の呼びかけも行う。

1 広報内容

広報内容は、災害の時間的経過に沿って、緊急情報が中心となる災害直後の段階と風評被害防止や心身の健康相談情報など災害が沈静化した段階に分けて記載する。

(1) 特定事象発生時から原子力緊急事態宣言解除までの広報

- ① 被害状況の概要
- ② 避難及び屋内退避の必要性の有無
- ③ 飲食物の摂取制限の必要性の有無
- ④ パニック防止、デマ情報への注意の呼びかけ
- ⑤ 国・都等の活動体制及び市の関連事項
- ⑥ 市の活動体制及び応急対策実施状況に関すること
(本部の設置、相談窓口の設置、交通規制情報など)
- ⑦ 要配慮者への情報伝達協力の呼びかけ
- ⑧ その他必要な情報

(2) 原子力緊急事態解除後の広報

- ① 市内の放射性物質及び放射線量測定情報
- ② 被害状況及び応急対策実施状況に関すること
- ③ 安心情報
- ④ 風評被害防止のための情報
- ⑤ 要配慮者への情報提供協力の呼びかけ
- ⑥ その他必要な情報

2 広報活動の実施

広報活動の実施については、「第3章 地震災害応急対策 第4節 災害時の広報」、「第4章 風水害応急対策 第4節 災害時の広報」、に準じて行う。

第8 住民相談窓口の設置

市は、市民からの問い合わせに対応する住民相談窓口を設置する。その場合、窓口の設置場所、相談方法（電話、電子メール、FAX、直接対応）、連絡先等の必要事項を広報する。

また、問い合わせの多い内容については、その回答と合せて広報活動を実施し、住民相談窓口にあった質問を有効に活用する。

第9 風評被害等の影響の軽減

市は、都及び関係機関と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、都が実施する風評被害の払拭を目的とした消費者向けの販売促進イベント等を活用し、農林水産業、地場産業の商品等の安全性のPR及び適正な流通の促進、観光客の減少の防止のための広報活動を行う。

第10 心身の健康相談体制の整備

市は、都とともに、必要に応じて市民に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。

1 被ばく検査等の実施

都は、放射線医学総合研究所、国立病院、国立大学附属病院の医療関係者からなる緊急医療派遣チームの指導、助言、行政からの要請に基づき、保健所、都立病院において、住民等の外部被ばく線量等の測定を実施する。都の体制では不足が見込まれる場合は、災害拠点病院等に対し、実施を要請する。

市は、都による住民等の外部被ばく線量等の測定に協力する。また、住民の求めに応じ、公立病院、保健所において外部被ばく線量等の測定等を実施する。

2 放射性物質に関する健康相談の実施

放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を考慮し、原子力災害時における市民の健康に関する不安を解消するため、市は、必要に応じて、健康相談に関する窓口を設置し、市民に対する健康相談を実施する。

第11 その他の応急対策活動

状況よりその他の応急対策活動が必要と認められる場合は、「第3章 地震災害応急対策」及び「第4章 風水害応急対策」に準じて行う。